

中小企業 BCP 策定支援事業募集要領

1. 趣旨

近年、感染症の拡大や気候変動に伴う風水害の激甚化・頻発化など、自然災害のリスクが多様化しており、地域経済を支える中小企業にとっても、平時からの備えと迅速な事業再開の体制整備が求められている。

本事業では、市内中小企業に対して専門家による伴走支援を実施し、BCP(事業継続計画)の策定・見直しを支援するとともに、社内での理解・意識の浸透を図る。これにより、市内中小企業のレジリエンスを高め、市経済全体の持続的発展につなげることを目指す。

2. 支援内容

仙台市内に本店を有する、BCP 策定に意欲を持つ中小企業のうち、15社を本事業の支援先企業として選定し、東京海上日動火災保険株式会社(以下、「支援者」という。)による BCP 策定の伴走支援を実施します。

3. 申請要件

以下の要件を全て満たす中小企業(NPO 法人や一般社団法人などの非営利法人や団体を除く)とする。

- (1) 登記されている本店の所在地が仙台市の区域内である中小企業であること。
- (2) 申請時点において税の未納がないこと。法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、市税※の滞納がないこと。なお、当該要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

※市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

- (3) 暴力団等と関係を有していないこと。
- (4) 次に掲げる業種又は会社でないこと。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業及びこれらに類似する会社
 - ・ 各種法令等に違反している会社
 - ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない会社
 - ・ 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う会社
 - ・ その他これらに準ずる業種又は会社
- (5) 原則、企業の代表者が打ち合わせ等に参加できること。
- (6) BCP 策定に向けて誠意をもって取り組めるよう、社内に必要な推進体制(専任担当者の配置等)を構築すること。
- (7) 本市が実施するアンケート等に協力すること。

4. 申込方法

(1) 受付期間

令和 7 年 9 月 3 日(水)～令和 7 年 9 月24日(水) 17 時

(2) 申込方法

以下の申込フォームからお申込みください。

申込フォーム:<https://logoform.jp/form/3PrJ/1187220>

5. 選考基準

以下の観点により支援先企業の選考を行います。

(1) 支援の必要性

未策定または運用上の課題を明確に認識しており、支援を通じてその解決を図る意欲があるか。

また、支援終了後も自社で継続的に BCP を活用・改善していく展望が示されているか。

(2) 事業執行体制の妥当性

BCP 策定伴走支援を受けるに当たって、組織体制や人員が確保されているか。

(3) 本事業への理解度・意欲

経営者等が主体となって、本事業による支援を積極的に受け、自社の持続的発展に向けて取り組むことができるか。

※選考結果に関する問い合わせには応じられません。

6. スケジュール(予定)

・令和7年9月下旬 支援先企業の決定

・令和7年9月～令和8年3月 支援者による BCP 策定に向けた伴走支援の実施
(ヒアリングや月1回程度の訪問など)

具体的なスケジュールは支援者と支援先企業で調整のうえ、実施していただきます。

7. その他の注意点

- (1) 本事業を通してご提供いただいた情報は本事業の推進のために利用するものとし、仙台市及び支援者に提供します。
- (2) 本市経済施策に関する調査へのご協力を依頼する場合があります。また、本市の他の支援施策等についてご案内をする場合があります。
- (3) 支援先企業は、支援者による伴走支援を積極的に受け、BCP 策定に向け、誠意を持って取り組んでください。進捗状況等は仙台市や支援者に正しく報告し、進捗が思わしくない場合には、その原因を整理のうえ、仙台市や支援者と協議し対策を行ってください。
- (4) 本事業で実施するプロモーション活動やイベント等には原則参加してください。
- (5) 仙台市及び支援者は支援先企業の BCP 策定を保証するものではなく、本事業における結果については一切の責任を負わないものとします。また、本事業において、支援先企業にいかなる損害が発生したとしても、仙台市及び支援者は支援先企業に一切の責任を負わないものとします。

【問い合わせ先】

仙台市経済局産業政策部 中小企業支援課 経営支援係

電話番号:022-214-1003

Eメール:kei008040@city.sendai.jp